

管内で抗菌剤の残留事故が多発しています!!

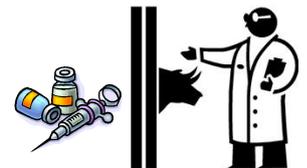
動物用医薬品が基準を超えて残留した生産物が流通してしまった場合、食品衛生法違反となり回収・廃棄となるだけでなく、県民に対し違反が公表されます。

動物用医薬品を正しく使うことは、安全・安心な畜産物を生産することに直結します。

使用基準を守り正しく使用すれば残留事故は防げます。

👉 要指示薬は指示書どおりに使う！

- ・ 獣医師の診察を必ず受けてから指示書の発行を受ける。
- ・ 指示書に記載されている使用方法を必ず守る。
特に注意する点は、対象動物の**月齢**、医薬品の**用法・用量**、**休薬期間**です。
- ・ 要指示薬に限らず使用基準を守らなかった場合、薬機法83条の4第2項違反となります。(罰則：3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、またはこれを併科)



👉 動物用医薬品の使用記録をつける！

- ・ いつ、どの家畜に、何を使ったという記録をつけ、これを家族・従業員などと共有する。(例：日報、繁殖台帳、生乳生産チェックシート)
- ・ 乳房炎軟膏など薬を使った家畜にはスプレーなどで印を付け、区別できるようにする。
- ・ 病畜を緊急で出荷する際は特に注意する！



👉 抗菌剤を飼料に添加する場合は更に注意する！！

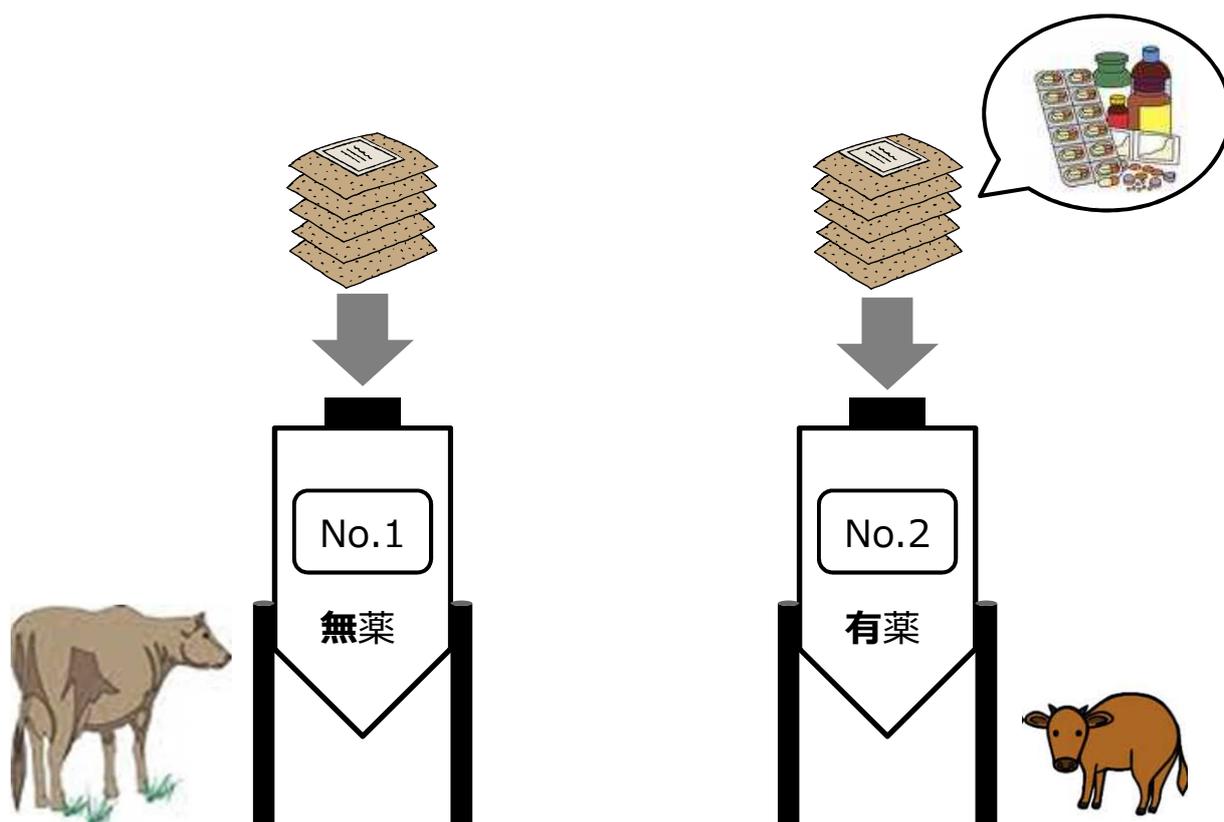
- ・ 積み合わせの飼料運搬車の場合、抗菌剤無添加飼料を先に出すなど、添加飼料と無添加飼料が混ざらないように気を付けてください。
- ・ 農場で抗菌剤を添加する場合、納品に必ず立会い、誤投入が起きないように気を付けて下さい。また積み合わせの場合、抗菌剤を添加する飼料は最後にタンクに入れるようにして下さい。
- ・ 次ページを参考にし、飼料運搬車のドライバーにも注意喚起をお願いします。

抗菌剤を飼料に添加するときは…

飼料の納品には極力立ち合い、正しい銘柄が納品されていることを確認しましょう。

複数銘柄を同時に注文した時は、それぞれが正しいタンクに投入されていることを確認しましょう。

飼料タンクに抗菌剤を投入する際は、投入するタンクを間違えないよう、十分確認してください。



飼料タンクには、識別可能な番号・記号を明記しましょう！

ドライバーの納品作業に極力立ち合い、お互いに確認しましょう！